

ヨシ群落保全事業

ヨシ群落は、湖国滋賀の原風景であり、様々な生物の生息場所、湖岸の侵食防止、水質保全等様々な働きを持っています。

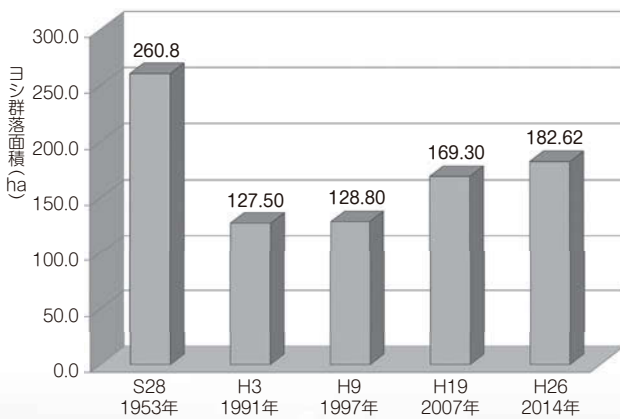
滋賀県では、ヨシ群落を保全するために平成4年7月に「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例（通称：ヨシ条例）」が施行されました。ヨシ条例では、ヨシの植生状況に応じて地域・地区の指定を行い、それぞれの地域に応じた適切な保全事業が進められ、ヨシ群落の維持再生が図られています。

ヨシ群落保全指定区域概略図



出典：滋賀県「ヨシ群落保全条例のあらまし」（H16.3月改訂）

ヨシ群落面積の推移



出典：滋賀県「ヨシ群落保全基本計画」（H23.2.23）等

ヨシふれあい事業の新たな取り組みとして、ヨシ簾ワークショップの開催を予定しています。詳細が決まりましたら、財団ホームページでお知らせします。

■ヨシ群落保全事業について

当財団では、ヨシ群落の維持・保全を図るため、下記の「ヨシ群落保全事業」を実施しています。

これらの事業は、ヨシ条例の考え方にに基づき、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に引き継いでいくことを目的として取り組んでいるものです。

ヨシ群落維持育成事業（県委託事業）



ヨシ帯再生のための浜欠け防止突堤の設置の設置

ヨシ苗育成事業



ヨシ帯造成事業用のヨシ苗、ヨシマットの製造

ヨシ環境学習推進事業



ヨシ植え、ヨシ刈体験等の出前授業

ヨシふれあい事業



ボランティアによるヨシ保全活動の指導